

つがる西北五広域連合病院事業職員の職名に関する規程

	平成 24 年 3 月 30 日	病院事業管理規程 第 15 号
改正	平成 24 年 10 月 1 日	病院事業管理規程 第 38 号
改正	平成 25 年 3 月 26 日	病院事業管理規程 第 3 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	病院事業管理規程 第 15 号
改正	平成 26 年 9 月 30 日	病院事業管理規程 第 31 号
改正	平成 27 年 3 月 30 日	病院事業管理規程 第 6 号
改正	平成 29 年 2 月 2 日	病院事業管理規程 第 5 号
改正	平成 30 年 3 月 26 日	病院事業管理規程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、つがる西北五広域連合職員定数条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 4 号）第 3 条に規定する病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の事務部局の職員の職名について定めるものとする。

(職員の職名)

第 2 条 職員の職名は、別表のとおりとする。

(特別に定める職名)

第 3 条 前条に定めるもののほか、管理者が特別に必要があると認めるときは、別の職名を用いることができる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年病院事業管理規程第 38 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年病院事業管理規程第 15 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年病院事業管理規程第 31 号）

この規程は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 27 年病院事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年病院事業管理規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）（平成24病院事業管理規程38・平成25年病院事業管理規程3・平成26年病院事業管理規程15・平成26病院事業管理規程31・平成27病院事業管理規程6・平成29年病院事業管理規程5・平成30年病院事業管理規程3・一部改正）

職 名				
病院運営局長	看護局長	薬剤局長	リハビリテーション局長	診療画像情報局長
臨床検査局長	栄養管理局長	医療安全管理局長	感染管理局長	副看護局長
副薬剤局長	副リハビリテーション局長	副診療画像情報局長	副臨床検査局長	副
栄養管理局長	副医療安全管理局長	副感染管理局長	院長	所長
副院長	副所長	医療部長	リハビリテーション部長	診療画像情報部長
臨床検査部長	臨床工学部長	栄養管理部長	臨床研修教育センター長	治験センター長
科長	室長	医長	医員	薬剤部長
技師長	技士長	副薬剤部長	副技師長	主幹薬剤師
主幹理学療法士	主幹作業療法士	主幹診療放射線技師	主幹臨床検査技師	主任薬剤師
主任診療放射線技師	主任臨床検査技師	主任管理栄養士	主任栄養士	主任理学療法士
主任作業療法士	主任視能訓練士	主任言語聴覚士	主任柔道整復師	主任あん摩マッサージ指圧師
主任臨床工学技士	主任歯科衛生士	主任歯科技工士	薬剤師	診療放射線技師
臨床検査技師	管理栄養士	栄養士	理学療法士	作業療法士
視能訓練士	言語聴覚士	柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師	臨床工学技士
歯科衛生士	歯科技工士	看護部長	副看護部長	看護師長
保健師長	看護主幹	副保健師長	主任看護師	主任助産師
主任保健師	看護師	助産師	保健師	准看護師
社会福祉士	精神保健福祉士	事務部長	理事	参事
事務長	課長	次長	副参事	課長補佐
室長補佐	次長補佐	主幹	係長	主査
主任	主事	主任技能技師	主任技能主事	技能技師
技能主事				